



社団法人日本フードサービス協会

JF ニュースレター

2011. 3. 21

福島第一原子力発電所事故を踏まえた農産物や食品等の取り扱いについて

風評被害を防止するため冷静な対応を！

一店頭における表示・メニュー販売自粛は、 くれぐれも慎重にお願いしますー

すでに報道のとおり、東北地方太平洋沖地震に伴い発生した福島第一原子力発電所事故に関連して、茨城県産のハウレンソウや福島県産の原乳の一部から、食品衛生法上の暫定規制値を超える数値が検出されました。

これに対し、官房長官による政府コメントや食品安全委員会においては、「暫定規制値を上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではない」としており、国内外に向けて冷静な対応を呼びかけています。

協会としては、現在流通している食品については、国の定めた非常に厳しい食品衛生法上の暫定規制値をクリアした安全なものしか流通しない取組みが行われており、特に外食では洗浄・加工・調理工程を経ることから、さらに安全と考えています。

したがって、会員各社におかれましては、福島・茨城県産及び周辺産地の商品やそれらを使用するメニューに関し、お客様からの問い合わせなどがあった場合には、

- ・「当店のメニューには、〇〇県産の農産物・食品を使用しておりません」あるいは、
- ・「当店の〇〇メニューは、〇〇県産の商品が一部使用されているため、当面の販売を自粛します」といった表現は避けていただきますようお願いします。

なお、3月21日付け食品安全委員会の「東北地方太平洋沖地震の原子力発電所へ影響と安全性 (http://www.fsc.go.jp/sonota/emerg/emerg_genshiro_20110316.pdf) 第6報」(抄)を添付しますので、ご参照ください。

※この件のお問い合わせは事務局：関川・楠山までお願いいたします。

以上

東北地方太平洋沖地震関連情報
東北地方太平洋沖地震の原子力発電所への影響と食品の安全性について
(第6報)

3月20日（日）、厚生労働省から、食品中の放射能検査結果について発表がありました。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015m5f.html>
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mpx.html>
 3月20日（日）、食品衛生法上の指標値に関する諮問を厚生労働省から受けました。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000015mk5.html>
 末尾に参考図表を追加しました。

国民の皆様におかれましては、今後の情報にも留意してください。

- 1 現在、原子力発電所における事故に伴い避難指示等が出されるほか、原子炉内への注水等が実施されています。
 - 首相官邸
 - ・平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震への対応
 - 経済産業省 原子力安全・保安院
 - ・東北地方太平洋沖地震の影響について

- 2 食品の安全性については、3月17日（木）、厚生労働省が原子力安全委員会が定めた防災指針（「原子力施設等の防災対策について」）の指標値を食品衛生法に基づく暫定的な規制値とし、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号に当たるものとして食用に供されることのないよう対応することとし、各自治体に通知しました。
 - 厚生労働省
 - ・放射能に汚染された食品の取り扱いについて
 - 内閣府 原子力安全委員会
 - ・原子力施設等の防災対策について（5-3の③飲食物の摂取制限に関する指標【23ページから25ページまで】を参照）

<飲食物に関する暫定規制値について>

この暫定規制値を上回る食品について、食用に供されることがないよう販売その他について措置されることとなります。暫定規制値のうち、放射性ヨウ素と放射性セシウムに関する暫定規制値は以下のとおりです。

対象	放射性ヨウ素（混合核種の代表核種： ¹³¹ I）
飲料水	300Bq/Kg
牛乳・乳製品（注）	
野菜類（根菜、芋類を除く。）	2000Bq/Kg

（注）100Bq/kgを超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること

対象	放射性セシウム
飲料水	200 Bq / Kg
牛乳・乳製品	
野菜類	500 Bq / Kg
穀類	
肉・卵・魚・その他	

<放射能等の強さを示す単位について> (出典 1)及び 3)参照)

放射能とは、放射線(エックス線など)を出す能力のことを言います。ここで用いられている単位 Bq (ベクレル)とは、放射能の強さを計る単位であり、単位時間内に原子核が崩壊する数を表しています。1ベクレルは、1秒間に1個の原子核が崩壊して放射線を出す放射能の強さのことを言います。一方、人間が放射線を浴びた時の影響度を示す単位としては、Sv (シーベルト)があります。

Bq (ベクレル) とSv (シーベルト) は以下のように換算できます。

(例 1)

500Bqの放射性セシウム137が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $500 \times 1.3 \times 10^{-5}^{(*)} = 0.0065\text{mSv}$ (ミリシーベルト = Svの1/1000) となります。

(例 2)

300Bqの放射性ヨウ素131が検出された飲食物を1kg食べた場合の人体への影響は、 $300 \times 2.2 \times 10^{-5}^{(*)} = 0.0066\text{mSv}$ となります。

※実効線量係数(経口)：放射能の単位であるベクレルから生体影響の単位であるシーベルトに換算する係数。核種(放射能の種類)、化学形、摂取経路により放射線障害防止法などで規定されています。

<放射線の人体への影響について> (出典 2)参照)

上記の例で算出した約0.007mSvの人体への影響は、東京からニューヨークに航空機で移動した場合の放射線の人体への影響(約0.1mSv)の約14分の1です。(胃のエックス線集団検診(1回)を受診した場合の放射線の人体への影響(約0.6mSv)の約86分の1です。)

(出典)

- 1) (独)放射線医学総合研究所ホームページ(平成23年3月14日更新)
- 2) 文部科学省パンフレット「放射線と安全確保」(平成21年3月)
- 3) 平成12年科学技術庁告示第5号「放射線を放出する同位元素の数量等」

Q&A

問1 放射能の食品への影響について、食品安全委員会としてどのように対応していくのですか。

(答)

- 1 放射能の食品への影響については、厚生労働省が食品衛生法に基づいて原子力安全委員会の定める指標値を暫定的な規制値とし、この規制値を超える食品の流通をさせないよう各都道府県に求めており、安全な食品の流通が確保されると聞いています。
- 2 この措置については、食品安全基本法第11条第1項第3号に基づき「緊急を要する場合であらかじめ評価を行ういとまがないとき」として、事後に厚生労働省の諮問を受けて食品健康影響評価を行う予定です。
- 3 このほか、食品安全委員会としては、食の安全に関する国民の不安や疑問に対応するため、関連する科学的な情報等を適切に提供していきたいと考えています。

問2 流通している食品は大丈夫なのですか。

(答)

- 1 福島県によれば、原子力発電所周囲の避難対象区域からの農産物の出荷は可能な状態ではないとのこと。
- 2 今後流通する食品については、食品衛生法に基づき、定められた暫定的な規制値を超えるものは流通させないよう取組がなされます。

問3 この暫定的な規制値は評価が行われていませんが、暫定規制値を超える食品を摂取してしまった場合に健康への悪影響は生じるのですか。

(答)

- 1 今回、厚生労働省が策定した暫定規制値は、原子力安全委員会が設定した指標を暫定規制値としたものです。
- 2 放射性物質を含む食品の摂取による人体への影響は、内部被ばくによるものですが、原子力安全委員会は、国際放射線防護委員会（ICRP）が勧告した放射線防護の基準（例えば放射性セシウムの場合：実効線量5ミリシーベルト／年）をもとに指標を定めています。この指標は、我が国における食品の摂取量等を考慮して、食品のカテゴリー毎（例えば放射性セシウムの場合：飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉・卵・魚・その他）に定められたものです。
- 3 ICRPが示したのは内部被ばくの限度値であり、これを基に原子力安全委員会が設定した指標と同じ暫定規制値については、それを上回る食品を食べた場合であっても、直ちに健康に悪影響が生じるというものではないとされています。